

小川ゆうじの「しんぶん赤旗」読者だより

小川・吉開 検索

田尻町支部党活動募金 100円のお願ひ

なんでも相談は
月・水・金の
午前10時〜正午
465-9939

2月の弁護士相談は、
25日(金)
夕方6時〜8時
事前予約が必要ですよ

訂正
前回の読者だよりでは弁護士相談日を18日としていましたが、18日は演説会ですので25日に変更させていただきました。

金融機関が住宅ローン金利引き下げに応じるよう、取り組み強化を要望

日本共産党近畿ブロック国会議員団事務所が近畿財務局に

日本共産党近畿ブロック国会議員団事務所は2月3日、財務省近畿財務局に対し、「金融円滑化法」にもとづいて金融機関が住宅ローン金利の引き下げに応じるようさらに取り組みを強化することを求めました。

「金融円滑化法」にもとづいて電話一本で引き下げが実現する一方、「社の方針で利子はさげない」などと拒否するケースがあります。銀行や支店ごとにも対応がバラバラです。国会議員団事務所が具体的な例をあげて指導強化を求めたのに対して、財務局は「不適切な対応をただすのは当然」と回答。個別の不適切事例についても「法とそこがあることを金融

機関に伝える」と回答しました。そして金融機関には、「金融円滑化法にもとづいて引き下げを要望してほしい」と求めました。また、住宅ローン返済の遅れや引き落としミスを理由に金融機関は金利引き下げを拒否する事例があることについて、財務局は「延滞が発生したからダメという画一的な対応は、法の趣旨に反する」と答えました。

「金融円滑化法」で金融機関が金利引き下げに応じる努力義務を定める

一昨年12月に施行された「金融円滑化法」は、第五条で、きびしい経済情勢のもと、金融機関は住宅ローンの借り手から申し出があつた場合、金利引き下げなどの返済条件の変更をするようつとめることを定めています。そもそも政府のゼロ金利政策のもとで、預け入れ金利はゼロに限りなく近いのに、貸出金利は高いままです。「金利を下げて」と自信をもって要望することが大切ですよ。

- ①取引銀行に電話して、担当者呼び出す
- ②『「金融円滑化法」にもとづいて、住宅ローンの金利を下げしてほしい』と要望する
- ③「後日、連絡します」と金融機関が回答
- ④「引き下げを決定しました」との連絡がくる
- ⑤銀行に出向いて書類作成（郵送の場合も）

※印紙代、手数料などが必要です。費用はケースによって異なります。

日本共産党演説会のご案内

2月18日(金)夜7時〜8時半

嘉祥寺集会所

日本共産党大演説会

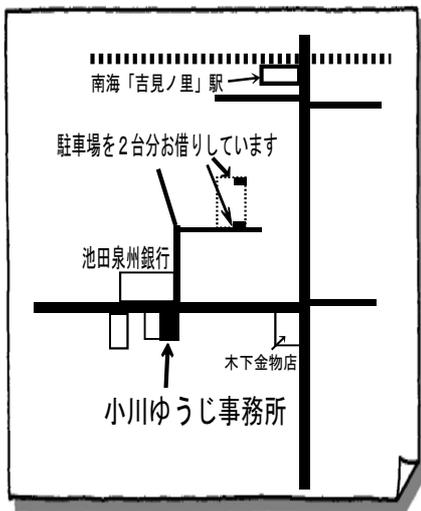
弁士：町会議員 小川ゆうじ
町会議員 よしかい育子
その他



国会報告は、宮本たけし衆院議員を予定しています。しかし国会の都合で不安定です。もしこれなくなった場合は、それに替わる弁士又はビデオ上映をいたします。

お誘いあってぜひご参加ください。

池田泉州銀行の前 小川ゆうじ事務所開きは 27日(日)朝10時から10時半



事務所でインターネットやビデオを使い わかりやすく政治を語り、ごいっしょに考えます

この事務所では、町政問題だけでなく、関心の強い消費税増税問題など、インターネットや窓越しに志位委員長の予算委員会質疑などのビデオ上映を行い、ごいっしょに考えたいと思います。ぜひとも事務所開きにご参加いただき、また開所後はお気軽にお立ち寄りくださいますようお願い申し上げます。